（前のページより続き）
○眼の水晶体の線量限度の変更のための平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）等の一部を改正する告示（同七）　九
○道路に関する件（東北地方整備局四五）　一〇七
○都市計画に関する件（関東地方整備局一二一～一二七）　一〇八
○都市計画に関する件（北陸地方整備局二六～二八）　一〇九
○道路に関する件（同二九、三〇）
○道路に関する件（中部地方整備局四五）
○都市計画に関する件（同四六、四七）
○都市計画に関する件（近畿地方整備局三六～四二）　一一〇

〔官庁報告〕

官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一一一
関東地方整備局公示（関東地方整備局）

〔公　告〕

諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　一一一
裁判所
破産、免責、再生関係　一一六
特殊法人等
工事一部完了（中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社）、税理士証票無効・登録抹消関係　一一七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一一八
会社その他
会社決算公告　一二三

府令・省令

○内閣府令・経済産業省令第一号

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行に伴い、及び特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定に基づき、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　梶山　弘志